

令和3年5月27日 公告
「鶴町第6住宅1号館建設工事」

○設計図書の一部に表記誤りがありました。再度ご確認ください。

修正箇所	誤	正
特記仕様書	25章除却工事 7節アスベスト含有建材の除去及び処理 6(9) (ロ) 養生の種別 <input type="checkbox"/> レベル1 <input type="checkbox"/> レベル2 <input type="checkbox"/> レベル3	25章除却工事 7節アスベスト含有建材の除去及び処理 6(9) (ロ) 養生の種別 <input type="checkbox"/> レベル1 <input checked="" type="checkbox"/> レベル2 <input type="checkbox"/> レベル3

○数量内訳書の一部に記載の誤りがありました。再度ご確認ください。

修正箇所	誤	正
数量内訳書参考資料	—	給水衛生設備工事、電気・ガス・昇降機設備の数量内訳書を追加する。

25章 除却工事

- (3) 「大気汚染防止法」による届出及び書類の作成を行い監督職員に提出する。
- (4) 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、工事の実施の際には設計図書その他の資料を参考に事前調査を行い、事前調査結果詳細票を作成し、監督職員に対し、事前調査書面を提出して事前調査結果を説明すること。
- (5) 事前調査書面(写)は3年間保存すること。
- (6) 除去したアスベスト含有建築用仕上塗材及び養生材等は、関係法令に基づいて適切に処分を行うこと。
- (7) 除去したアスベスト含有建築用仕上材及び養生材等の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。
- (8) 外壁仕上げ材がアスベスト含有建材の場合は、アンカー施工時に先立ち湿潤のうえ必要な部分を除去し施工を行うこと。
- (9) (イ) 除却工法は次による。
 なお、現場確認のうえ除却工法が施工困難な場合は、監督職員との協議による。
- 集じん装置付高圧水洗工法
 (15MPa以下・ 30～50MPa程度・ 100MPa以上)
- 超音波ケレン工法 (HEPAフィルター付掃除機併用含む)
- 剥離剤併用手工具ケレン工法 (溶剤系・ 非溶剤系)
 ※塗布量及び塗布後の養生期間はメーカー仕様による。
 ※塗分けは図示による。
- 剥離剤併用高圧水洗工法
 (30～50MPa程度・ 100MPa以上)
 ※塗布量及び塗布後の養生期間はメーカー仕様による。
- 剥離剤併用超音波ケレン工法
- 集じん装置付ディスクグラインダーケレン工法
- その他()
- (ロ) 養生の種類
 レベル1
 レベル2
 レベル3
- (ハ) 試験施工は次による。
- (i) 施工に先立ち、剥離状況の確認及び試験施工を行うこと。
 なお、試験施工を行う場合は、環境測定を行う。
 (試験施工及び環境測定は、所管の労働基準監督署及び環境局保全監視グループに確認の上、実施すること。)
- (ii) (i)以外を行う場合は、メーカー仕様による。

25.7.13
 アスベスト含有成形板の除去

- 5 アスベスト含有成形板の除去は1～4によるほか、次による。
- (1) 解体を行う建築物と同等以上の高さにシート等にて養生を行うこと。
- (2) アスベストの飛散防止と一般粉塵の飛散防止を兼ねて、十分な水圧と水量を確保できる散水設備を設けること。
- (3) 除去するアスベスト含有成形板の使用面積が1,000㎡以上の場合「大阪府生活環境の保全に関する条例」による届出、書類の作成を行い監督職員に提出する。
- (4) 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、工事の実施の際には設計図書その他の資料を参考に事前調査を行い、事前調査結果詳細票を作成し、監督職員に対し、事前調査書面を提出して事前調査結果を説明すること。
- (5) 事前調査書面(写)は3年間保存すること。
- (6) 除去したアスベスト含有建築用仕上塗材及び養生材等は、関係法令に基づいて適切に処分を行うこと。
- (7) 除去したアスベスト含有成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。

25章 除却工事

- (3) 「大気汚染防止法」による届出及び書類の作成を行い監督職員に提出する。
- (4) 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、工事の実施の際には設計図書その他の資料を参考に事前調査を行い、事前調査結果詳細票を作成し、監督職員に対し、事前調査書面を提出して事前調査結果を説明すること。
- (5) 事前調査書面(写)は3年間保存すること。
- (6) 除去したアスベスト含有建築用仕上塗材及び養生材等は、関係法令に基づいて適切に処分を行うこと。
- (7) 除去したアスベスト含有建築用仕上材及び養生材等の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。
- (8) 外壁仕上げ材がアスベスト含有建材の場合は、アンカー施工時に先立ち湿潤のうえ必要な部分を除去し施工を行うこと。
- (9) (イ) 除却工法は次による。
 なお、現場確認のうえ除却工法が施工困難な場合は、監督職員との協議による。
- 集じん装置付高圧水洗工法
 (15MPa以下・ 30～50MPa程度・ 100MPa以上)
- 超音波ケレン工法 (HEPAフィルター付掃除機併用含む)
- 剥離剤併用手工具ケレン工法 (溶剤系 ・ 非溶剤系)
 ※塗布量及び塗布後の養生期間はメーカー仕様による。
 ※塗分けは図示による。
- 剥離剤併用高圧水洗工法
 (30～50MPa程度・ 100MPa以上)
 ※塗布量及び塗布後の養生期間はメーカー仕様による。
- 剥離剤併用超音波ケレン工法
- 集じん装置付ディスクグラインダーケレン工法
- その他 ()
- (ロ) 養生の種別
 レベル1
 レベル2
 レベル3
- (ハ) 試験施工は次による。
- (i) 施工に先立ち、剥離状況の確認及び試験施工を行うこと。
 なお、試験施工を行う場合は、環境測定を行う。
 (試験施工及び環境測定は、所管の労働基準監督署及び環境局保全監視グループに確認の上、実施すること。)
- (ii) (i)以外を行う場合は、メーカー仕様による。

25.7.13
 アスベスト含有成形板の除去

- 5 アスベスト含有成形板の除去は1～4によるほか、次による。
- (1) 解体を行う建築物と同等以上の高さにシート等にて養生を行うこと。
- (2) アスベストの飛散防止と一般粉塵の飛散防止を兼ねて、十分な水圧と水量を確保できる散水設備を設けること。
- (3) 除去するアスベスト含有成形板の使用面積が1,000㎡以上の場合「大阪府生活環境の保全に関する条例」による届出、書類の作成を行い監督職員に提出する。
- (4) 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、工事の実施の際には設計図書その他の資料を参考に事前調査を行い、事前調査結果詳細票を作成し、監督職員に対し、事前調査書面を提出して事前調査結果を説明すること。
- (5) 事前調査書面(写)は3年間保存すること。
- (6) 除去したアスベスト含有建築用仕上塗材及び養生材等は、関係法令に基づいて適切に処分を行うこと。
- (7) 除去したアスベスト含有成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。

工事名称 鶴町第6住宅1号館建設工事
(建築包含・給水衛生設備工事)
工事場所 大阪市大正区鶴町4丁目

直接工事費別紙明細

1号館撤去工事		撤去工事		撤去工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
機器撤去搬出費	機器,配管,ダクト類	1	式			
普通作業員		66.12	人			
計						
廃棄物処分費		1	式			
廃棄物処分費	廃プラスチック類	5.64	m3			
廃棄物処分費	混合廃棄物	5.14	t			
廃棄物処分費	繊維くず類	5.5	m3			
計						
有価物費		1	式			
有価物費	鉄くずへビーH4	7.05	t			
計						

直接工事費別紙明細

2号館撤去工事		撤去工事		撤去工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
機器撤去搬出費	機器,配管,ダクト類	1	式			
普通作業員		66.12	人			
計						
廃棄物処分費		1	式			
廃棄物処分費	廃プラスチック類	5.64	m3			
廃棄物処分費	混合廃棄物	5.14	t			
廃棄物処分費	繊維くず類	5.5	m3			
計						
有価物費		1	式			
有価物費	鉄くずへビーH4	7.05	t			
計						

直接工事費別紙明細

集会室撤去工事		撤去工事		撤去工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
機器撤去搬出費	機器,配管,ガス類	1	式			
普通作業員		0.59	人			
計						
廃棄物処分費		1	式			
廃棄物処分費	廃プラスチック類	0.02	m3			
廃棄物処分費	混合廃棄物	0.02	t			
廃棄物処分費	繊維くず類	0.1	m3			
計						
有価物費		1	式			
有価物費	鉄くず へビーH4	0.05	t			
有価物費	銅くず 並銅	4.08	kg			
計						

直接工事費別紙明細

集会室撤去工事		撤去工事		撤去工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
特定家電物機器 廃棄物処分費		1	式			
特定家庭用機器廃 棄物処分費(再商 品化料金)	ルームエアコン	1	台			
計						
冷媒ガス回収・処 理費		1	式			
フロン回収工事費 基本料金		1	式			
フロン回収工事費 セットアップ料金		1	台			
フロン回収工事費 回収技術料		1	式			
フロン回収工事費 機材損耗料等		2.24	kg			
フロン回収工事費 破壊処理費		2.24	kg			
フロン回収工事費 物流経費	20kg/缶	1	缶			
フロン回収処理 諸経費		1	式			
計						

直接工事費別紙明細

集会室撤去工事		撤去工事		撤去工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
フロン回収工事費 基本料金		1	式			
フロン回収工事費 基本料金	1台	1	回			
計						
フロン回収工事費 回収技術料		1	式			
フロン回収工事費 回収技術料	11.2kw 1台	1	台			
計						
フロン回収処理 諸経費		1	式			
フロン回収処理諸 経費		15	%			
計						

直接工事費別紙明細

ポンプ室撤去工事		撤去工事		撤去工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
機器撤去搬出費	機器,配管,ダクト類	1	式			
搬出基準単価		0.63	トン			
普通作業員		2.71	人			
計						
廃棄物処分費		1	式			
廃棄物処分費	廃プラスチック類	0.03	m3			
廃棄物処分費	混合廃棄物	0.13	t			
計						
有価物費		1	式			
有価物費	鉄くず へビーH4	0.69	t			
計						

工事名称 鶴町第6住宅1号館建設工事（解体撤去・建築包含）
（電気・ガス・昇降機設備）

工事場所 大阪市大正区鶴町4丁目11番

解体撤去工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
1号館 解体撤去工事	電気設備工事	1	式		
1号館 解体撤去工事	ガス設備工事	1	式		
1号館 解体撤去工事	昇降機設備工事	1	式		
計					
2号館 解体撤去工事	電気設備工事	1	式		
2号館 解体撤去工事	ガス設備工事	1	式		
2号館 解体撤去工事	昇降機設備工事	1	式		
計					
集会所 解体撤去工事	電気設備工事	1	式		
集会所 解体撤去工事	ガス設備工事	1	式		
計					
ポンプ室 解体撤去工事	電気設備工事	1	式		
計					
屋外 解体撤去工事	電気設備工事	1	式		
計					

